

# 平成 27 年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センター調達等合理化計画にかかる自己評価

調達等合理化計画 評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p>【 】は評価指標)</p> <p><b>重点的に取り組む分野</b></p> <p>(1) 研究開発等に係る物品及び役務の調達</p> <p>① 特殊で専門的な研究用機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的な事由を契約事務取扱規程において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【<u>契約事務取扱規程の改正</u>】</p> <p>② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【<u>調達手続きの簡素化と納期の短縮</u>】</p> <p>(2) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達</p> <p>研究開発等に係る特殊性が高い物品以外の一般的な物品及び役務の調達について、調達コストの削減を図るために、平成 27 年度においては、一括調達、共同調達の取組を推進することとし、既に取り組んでいるコピー用紙、トイレットペーパーのつくば地区 5 法人一括単価契約について、品目を拡大し、調達手続きに要する時間の短縮、調達金額の削減を図る。【<u>調達手続きに要する時間及び調達金額の節減</u>】</p> <p><b>調達に関するガバナンスの徹底</b></p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事 250 万円以上、物品の購入 160 万円以上、役務 100 万円以上）については、事前に法人内に設置された契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p> <p>ただし、緊急を要する場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。【<u>新たな競争性のない随意契約に係る契約監視委員会における事前審査実施率：数値目標 100%</u>】</p> <p>(2) 一者応札・応募の改善</p> <p>一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者、応札者に対しアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。</p> <p>また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様である</p>	<p>平成 2 8 年 3 月 1 日付けで「会計規程」の改正及び「国際農林水産業研究センターにおける随意契約の取扱いについて」を定め、随意契約によることができる具体的な事由を明確にし、調達事務の合理化を図った。</p> <p>平成 2 7 年度の DNA 合成製品の単価契約については、平成 2 6 年度の 2 社の 2 品目から 3 社の 6 品目に対象を拡大し、また、試薬については平成 2 6 年度の 5 社の 3 1 品目から 6 社 4 7 品目に対象を拡大した。なお、単価契約以外の品目については、その都度業者と契約手続きを行う必要があり、契約依頼提出から発注までにおおよそ 2 週間程度かかっていたが、単価契約を行うことで研究者から契約依頼受理後、即日で発注ができるようになり事務の簡素化と納期の短縮が図られた。</p> <p>平成 2 7 年度の一括調達及び共同調達については、既に取り組んでいるコピー用紙、トイレットペーパー及び健康診断業務について共同調達を実施した。なお、これまでの納入実績等をもとに品目の拡大の可能性について検討を行ったが、新たに一括契約、共同調達を行える調達案件はなかった。</p> <p>平成 2 7 年度の競争性のない随意契約における新規案件はなかった。</p> <p>平成 2 7 年度に実施した入札等において一者応札だった案件について入札説明書受領者等にアンケートを実施し、改善の可能性について検討を行った。なお、アンケートの回収率は 77.8% (27 社中 21 社) (平成 2 6 年度 62.5% (8 社中 5 社)) であった。また、所内掲示板及びホームページなどで入札案件についての調達情報の提供に努めるとともに、電子メールでの入札説明書等の送付依頼があった 3 者 (平成 2 6 年度 1 者) についても適切に対応した。</p>	<p>会計規程等の改正及び取扱いの制定を行ったことにより、随意契約によることができる具体的な事由が明確となり、調達事務の効率化が図られた。</p> <p>DNA 合成製品及び試薬の単価契約品目を拡大したことにより、発注事務の簡素化が図られ、調達に要する期間が短縮された。今後も継続的に契約品目の見直しを行い効率的な調達に努めることとした。</p> <p>既に共同調達を行っているコピー用紙、トイレットペーパー及び健康診断業務については昨年引き続き実施した。平成 2 7 年度において品目の拡大を検討したが、新たに共同調達を実施できる品目はなかった。引き続き見直しを行い品目の拡大に努めることとした。</p> <p>JIRCAS における平成 2 7 年度の競争性のない随意契約における新規案件はなかったが、平成 2 8 年度以降において新規案件が発生した場合は契約監視委員会において事前審査を行い、透明性、公平性の確保に努める。</p> <p>平成 2 7 年度における一者応札案件についてアンケートを実施する等により改善の可能性の把握に努めた。また、電子メール等による入札説明書等の送付依頼に対応した。今後は仕様書のホームページからのダウン</p>

<p>かの点検、電子メールによる入札説明書等の配付等により入札に参加しやすい環境を整える。【<u>入札等に参加しやすい環境整備の実行</u>】</p> <p>(3) 不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組</p> <p>不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施するとともに、研修の理解度について検証を行う。【<u>不適正経理の再発防止等のための研修の実施</u>】</p>	<p>平成27年4月9日及び23日に全職員を対象として、研究費の不正使用や不適正な経理処理事案についての研修(平成27年度コンプライアンス一斉研修)を実施し、全対象職員337名のうち、海外出張者や病休者28名を除く309名が受講した。研修後はチェックシートを用い理解度についての検証を行った。また、会計システムの利用にあたっては、コンプライアンス一斉研修を受講した者又は個別に研究費の不正使用や不適正な経理処理事案についての研修を開催し受講した者に限り、IDの付与を行うことでより厳格なシステムの運用を図った。さらに、取引業者に対しては文書配付による取引の適正化協力依頼を行うとともに、一般競争入札に参加する業者及び年間の取引が一定の金額又は件数が見込まれる業者に対し「誓約書」の提出依頼を行った。</p>	<p>ロードの可能性について検討を行う。</p> <p>平成27年度に行ったコンプライアンス一斉研修及び個別に実施した研修については契約職員を含む職員に実施し、研究費の不正使用等についての理解が深まった。平成28年度以降については研修資料の見直しを行いながら、職員への周知を図っていくこととする。</p> <p>なお、海外出張で研修を受講できなかった者については、帰国した際に実施するなど、対象者全員が修了するよう取り組むこととする。</p>
---	---	---